

## 欧州委員会との協力取決めへの署名について

令和7年7月23日

公正取引委員会

公正取引委員会は、本日、欧州委員会通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局及び競争総局との間で、スマホソフトウェア競争促進法及びEUデジタル市場法に関する協力取決めに署名した（オンライン方式による開催）。

協力取決めの署名者及び概要は、以下のとおりである。

### 1 署名者

日本側：公正取引委員会事務総局

岩成博夫事務総長

欧州委員会側：通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局

ロベルト・ヴィオラ総局長

競争総局

オリヴィエ・グルサン総局長

### 2 概要

#### (1) 協力の目的：

デジタル市場に係る規制事項に関し、適用法令で認められる範囲での情報交換を通じた協力の枠組みを構築すること。

#### (2) 主な協力分野：

法令のデジタルプラットフォームへの適用、執行に関連する優良事例及び過去の課題、デジタルプラットフォームの行動に関連する市場情報等、両当局の共通の関心分野。

#### (3) 機密保持：

事業者の秘密を含む機密情報は、情報源による事前の明示の承諾がない限り共有されず、共有された全ての資料は関連法令に従い、機密として取り扱われる。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局官房国際課

電話 03-3581-1998（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>